導入促進基本計画

１　先端設備等の導入の促進の目標

（１）地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

梼原町は高知県北西部愛媛県との県境に位置しており、総面積は 263.51ｋ㎡と広大で森林が 91%を占める山間の町である。

令和 2 年国勢調査で 3,984 人であった人口は、令和 2 年国勢調査では 3,307 人に減少し高齢化率は 46.3%と超高齢化社会に突入しており今後も人口は減少傾向で推移すると見込んでいる。

産業は農林水産業、製造業、建設業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が梼原町の経済、雇用を支えている。経済センサス基礎調査（令和 3 年）では梼原町には 208 事業所がありそのほとんどが中小企業である。

令和 2 年国勢調査によると梼原町の就業者数は 1,625 人で就業者数を産業別に見ると、第一次産業従事者が 17.8%、第二次産業が 23.9%、第三次産業が 58.3%となっており、平成 27 年と比較すると第一次産業、第二次産業従事者が減少し第三次産業従事者の割合が 10.1%増加している。

梼原町内の事業者数は減少傾向にあり、さらに人手不足、後継者不足等の課題にも直面しており、町独自の取り組みとして町内事業者に対して商工業担い手育成支援事業等を実施してきたが、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

（２）目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで地域経済が発展していくことを目指す。これを実現するための目標として、計画期間中に３件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

（３）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均 3%以上向上することを目標とする。

２　先端設備等の種類

梼原町の産業は、農林水産業、製造業、建設業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が梼原町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって多様な産業の様々な設備投資を支援する観点か

ら、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第７条第１項に定める先端設備等すべてとする。

３　先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（１）対象地域

梼原町の産業は町内全域に立地しておりこれらの事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、町内全域とする。

（２）対象業種・事業

梼原町の産業は、農林水産業、製造業、建設業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が梼原町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取り組みは、新商品の開発、自動化の推進、ＩＴ導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

４　計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

令和５年６月１８日から令和７年６月１７日までとする。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は３年間、４年間、５年間とする。

５　先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

①人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

②公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。